

問 I - 4 - ⑥（移行期間満了後の申請の取扱い）

特例民法法人が新制度の公益法人への移行の認定申請を行いました。5年（平成20年12月1日から25年11月30日までの移行期間）を過ぎても、行政庁から回答がないことが考えられます。5年経過後に認定不可の回答があった場合には、当該法人は解散になるのでしょうか。

答

- 1 残念ながら、ご質問のとおり5年の経過期間（平成20年12月1日から25年11月30日まで）終了後に行政庁からの回答がなされ、その内容が認定を不可とするものである場合には、当該法人は解散となります。
- 2 ただし、特例民法法人が公益社団・財団法人への移行の認定申請を行い、5年の経過期間が過ぎたにもかかわらず行政庁からの回答がない場合には、併せて、一般社団・財団法人への移行の認可申請を行うことができることとなっています。
- 3 このため、移行の認定申請の結果に不安がある場合には、上記2の手続も併せて活用されることをお勧めします。

（参照条文）

整備法第46条 移行期間内に第44条の認定又は前条の認可を受けなかった特例民法法人は、移行期間の満了の日に解散したものとみなす。ただし、第44条の認定又は前条の認可の申請があった場合において、移行期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、この限りでない。

2 （略）

整備法第116条 前条第2項の規定にかかわらず、第44条の認定の申請をした特例民法法人は、移行期間の満了の日後において当該申請に対する処分がされていないときに限り、第45条の認可の申請をすることができる。

2 前項の規定により第45条の認可の申請があった場合において、第44条の認定をする処分があったときは、当該申請は、取り下げられたものとみなす。

3 第1項の規定により第45条の認可の申請を受けた行政庁は、第44条の認定の申請の取下げがあった後又は同条の認定をしない処分をした後遅滞なく、第45条の認可の申請に対する審査を開始しなければならない。

4 第1項の規定により第45条の認可の申請をした特例民法法人については、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める規定は、適用しない。

- 一 第44条の認定の申請を取り下げた場合 第46条第1項本文
- 二 第44条の認定をしない処分の通知を受けた場合 第110条第1項